

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険料の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼
③システムの名称	収納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番24、44、85、100並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」または「医療保険者」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(財政部税務課納税係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 藤原 敬一	税務課長 宮田 哲也	事後	人事異動
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市 宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(政策財政部税務課納税係) 玉野市宇 野1丁目27番1号 0863-32-5511	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 宮田 哲也	税務課長 大賀 易	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法 令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、17、30、59、68並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30、59、68並びに地方税法等	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号、別表第二項番1、27、28、29、42、44、45、46、80、82、94、95並	＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市(政策財政部税務課納税係)	玉野市(財政部税務課納税係)	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム	総合住民情報(税収納)システム	収納管理システム	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30、59、68並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表項番24、44、85、100並びに地方税法等	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生	－	十分である	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生	－	特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パス	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最	－	9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当	－	特に力を入れている	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当	－	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対	事前	